

兵庫県公報

平成19年6月26日 火曜日 第1887号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○救急病院の認定(医務課)	ページ 1
○救急病院の名称変更(同)	2
○救急業務に関し協力する旨の申出の撤回(同)	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課)	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課)	3
○県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧(同)	4
○県営土地改良事業の換地処分(同)	4
○景観影響評価準備書の縦覧等(まちづくり課)	4

公 告

○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(まちづくり課)	5
○大規模小売店舗の変更に関する届出(同)	5

教育委員会規則

○教育財産管理規則の一部を改正する規則	6
---------------------------	---

教育長訓令

○教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令	7
--	---

選挙管理委員会告示

○公職選挙執行規程の一部を改正する規程	7
---------------------------	---

公安委員会告示

○遊泳区域の指定	8
----------------	---

警察本部公告

○落札者等の公示	10
----------------	----

市町村職員退職手当組合規則

○兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則	11
---	----

正 誤

○平成19年3月30日付け兵庫県公報第7号外中	16
-------------------------------	----

公布された法令のあらまし

●教育財産管理規則の一部を改正する規則(教育委員会規則第17号)

地方自治法の一部改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第736号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 神戸大学医学部附属病院
 所 在 地 神戸市中央区楠町7丁目5番2号
 認定年月日 平成19年2月23日
 認定の有効期限 平成22年2月22日
- 2 名 称 足立病院
 所 在 地 神戸市西区伊川谷町有瀬696番地の2
 認定年月日 平成19年5月9日
 認定の有効期限 平成22年5月8日
- 3 名 称 医療法人社団仁恵会石井病院
 所 在 地 明石市天文町1丁目5番11号
 認定年月日 平成18年6月1日
 認定の有効期限 平成21年5月31日

~~~~~  
**兵庫県告示第737号**

救急医療機関の名称が変更されたため、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、告示する。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 新 名 称 医療法人社団 普門会 姫路田中病院  
 旧 名 称 遠藤病院  
 所 在 地 姫路市書写717番地  
 変更年月日 平成19年4月1日

~~~~~  
兵庫県告示第738号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に申し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 名 称 医療法人社団仁恵会石井病院
 所 在 地 明石市桜町2番1号
 撤回年月日 平成18年5月31日

~~~~~  
**兵庫県告示第739号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
 龍野協同醤油株式会社  
 たつの市龍野町島田180-1  
 代表取締役社長 浅井研介
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
 龍野協同醤油株式会社

たつの市龍野町島田180-1

## (3) 特定施設に関する事項

|                                                 |                         |       |       |
|-------------------------------------------------|-------------------------|-------|-------|
| 種類                                              | 5号へろ過施設                 |       |       |
| 能力                                              | 27kL／20時間               |       |       |
| 工事着手予定期月日                                       | 許可後                     |       |       |
| 工事完成予定期月日                                       | 着手後60日                  |       |       |
| 使用開始予定期月日                                       | 完成後                     |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                             | 24時間連続                  |       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                   | なし                      |       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値         | 区分                      | 通常    | 最大    |
|                                                 | 水素イオン濃度<br>(水素指數)       | 6.8～7 | 6.5   |
|                                                 | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 3,800 | 5,500 |
|                                                 | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 3,875 | 5,500 |
|                                                 | 浮遊物質量<br>(単位 mg/L)      | 1,620 | 2,600 |
|                                                 | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | 300   | 300   |
|                                                 | りん含有量<br>(単位 mg/L)      | 20    | 20    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日) | 12                      | 15    |       |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2. 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年6月26日から同年7月17日まで  
 (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及びたつの市生活福祉部環境課

## 兵庫県告示第740号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井戸 敏三

野瀬土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理事    | 細 見 具 康 | 丹波市春日町野瀬311番地1 |
| 同     | 細 見 博   | 同 市春日町野瀬647番地  |
| 同     | 細 見 八 郎 | 同 市春日町野瀬514番地  |
| 同     | 細 見 寛 之 | 同 市春日町野瀬267番地  |
| 同     | 細 見 一 郎 | 同 市春日町野瀬105番地  |
| 同     | 細 見 祐 二 | 同 市春日町野瀬25番地   |
| 監事    | 細 見 重 之 | 同 市春日町野瀬557番地  |
| 同     | 細 見 辰 夫 | 同 市春日町野瀬544番地  |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏 名     | 住 所            |
|-------|---------|----------------|
| 理事    | 細 見 博   | 丹波市春日町野瀬647番地  |
| 同     | 細 見 正 和 | 同 市春日町野瀬81番地1  |
| 同     | 細 見 祐 二 | 同 市春日町野瀬25番地   |
| 同     | 木 村 智   | 同 市春日町野瀬762番地1 |
| 同     | 細 見 利 久 | 同 市春日町野瀬303番地  |
| 同     | 細 見 一 郎 | 同 市春日町野瀬105番地  |
| 監事    | 細 見 具 康 | 同 市春日町野瀬311番地1 |
| 同     | 細 見 辰 夫 | 同 市春日町野瀬544番地  |

## 兵庫県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成19年6月14日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名       | 地 区 名   | 縦 覧 の 期 間                  | 縦 覧 の 場 所 |
|-------------|---------|----------------------------|-----------|
| 経営体育成基盤整備事業 | 山 田 地 区 | 平成19年6月26日から<br>同 年7月17日まで | 淡路市役所     |

## 兵庫県告示第742号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年6月5日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）甘地地区第1工区の換地処分をした。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県告示第743号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2第1項の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課に提出すること。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 丸木商事株式会社

代表者の氏名 西 山 美 江

住所 滋賀県草津市南笠東四丁目3番16号

- 2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) guest house morinoie (ゲストハウス森の家)

所在地 丹波市市島町下竹田字塩津1475-1ほか

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び丹波県民局県土整備部建築課

縦覧期間 平成19年6月26日から同年7月9日まで

- 4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成19年6月26日から同年7月9日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

## 公 告

### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

高砂市荒井町小松原4丁目5番の一部、6番、7番の一部、8番1、8番2の一部、9番2から9番6まで、10番3、11番2、20番2、74番の一部、75番から78番まで、87番の一部、21番1

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市嵐山町16番地の1

わたなべ殖産株式会社 代表取締役 渡 邊 知士郎

姫路市嵐山町16番地の1

ワコ開発有限会社 代表取締役 渡 邊 享 子

- 3 許可年月日及び許可番号

平成18年12月11日

兵庫県指令東播（建）第1-9号（18高砂）

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ステーションプラザ明石  
所在地 明石市大明石町1丁目1番地の23
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 神戸SC開発株式会社  
代表者の氏名 松村祐一  
住所 神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号
- 3 変更しようとする事項  
駐輪場の位置
- 4 変更する年月日  
平成19年5月31日
- 5 届出年月日  
平成19年5月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局国土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成19年6月26日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成19年10月26日  
提出先 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

### 教 育 委 員 会 規 则

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月26日

兵庫県教育委員会

委員長 平田幸廣

#### 兵庫県教育委員会規則第17号

##### 教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和46年兵庫県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「地方自治法（昭和22年法律第67号）。以下「法」という。」第238条の4第4項を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項」に改める。

様式第1号中「兵庫県教育長殿」を「兵庫県教育長様」に、

|       |         |                                 |
|-------|---------|---------------------------------|
| 使 用 料 | 御指示のとおり | ・ 使用料及び手数料徴収条例第5条の規定に基づき免除願います。 |
|-------|---------|---------------------------------|

##### 添付書類

- 1 関係図面
- 2 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、免除申請書
- 3 その他必要な書類

を

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由 |  |
|-------------------------------|--|

## 添付書類

1 関係図面

2 その他必要な書類

」

に改める。

様式第2号中「兵庫県教育長殿」を「兵庫県教育長 様」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の教育財産管理規則の規定によりなされた手続、処分その他の行為で、改正後の教育財産管理規則中にこれに相当する規定があるものは、改正後の教育財産管理規則の相当規定によりなされた手續、処分その他の行為とみなす。

## 教 育 長 訓 令

## 兵庫県教育長訓令第7号

|   |   |
|---|---|
| 本 | 府 |
| 地 | 方 |
| 縣 | 立 |
| 教 | 育 |
| 機 | 關 |
| 校 |   |
| 關 |   |

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年6月26日

兵庫県教育長 吉 本 知 之

## 教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の一部を改正する訓令

教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程（昭和58年兵庫県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第9号中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に改正前の教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の規定によりなされた手續、処分その他の行為で、改正後の教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程中にこれに相当する規定があるものは、改正後の教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の相当規定によりなされた手續、処分その他の行為とみなす。

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年6月26日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

## 公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

別記第39号の3様式を次のように改める。

第39号の3様式（参議院名簿登載者等の掲示）

| 何市(区)(町)選挙管理委員会 | (ふりがな)<br>名簿登載者の氏名 | (ふりがな)<br>略称 | (ふりがな)<br>名簿届出政党等の名称 | 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名 |
|-----------------|--------------------|--------------|----------------------|----------------------------------------|
|                 |                    |              |                      |                                        |
|                 |                    |              |                      |                                        |
|                 |                    |              |                      |                                        |
|                 |                    |              |                      |                                        |
|                 |                    |              |                      |                                        |
|                 |                    |              |                      |                                        |

備考 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第164号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月26日

兵庫県公安委員会  
委員長 小倉修悟

| 海水浴場の名称 | 所 在 地                                | 遊 泳 区 域                                                                   | 遊泳区域の<br>指 定 期 間             |
|---------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 須磨海水浴場  | 神戸市須磨区須磨浦通1<br>丁目から6丁目まで及び<br>若宮町1丁目 | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで<br>及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成19年7月<br>5日から同年<br>8月19日まで |

|                          |                      |                                                                     |                       |
|--------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 明石松江海水浴場                 | 明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江 | 明石市林崎町1丁目から3丁目まで及び松江地先の海域で、明石松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域     | 平成19年7月1日から同年8月31日まで  |
| 白浜海水浴場                   | 姫路市白浜町丙              | 姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                    | 平成19年7月3日から同年8月31日まで  |
| 的形海水浴場                   | 姫路市的形町的形             | 姫路市的形町的形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                   | 平成19年7月1日から同年8月31日まで  |
| 男鹿島立の浜海水浴場               | 姫路市家島町宮              | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                | 平成19年7月2日から同年8月31日まで  |
| 男鹿島青井の浜海水浴場              | 姫路市家島町宮              | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域               | 平成19年7月10日から同年8月31日まで |
| 兵庫県立いえしま自然体験センター シンボルゾーン | 姫路市家島町坊勢             | 姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センター シンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成19年7月7日から同年9月30日まで  |
| 新舞子海水浴場                  | たつの市御津町黒崎            | たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                 | 平成19年7月1日から同年8月31日まで  |
| 気比の浜海水浴場                 | 豊岡市気比                | 豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                    | 平成19年7月10日から同年8月20日まで |
| 竹野浜海水浴場                  | 豊岡市竹野町竹野             | 豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域                  | 平成19年7月1日から同年8月25日まで  |
| 三田浜海水浴場                  | 美方郡香美町香住区下浜          | 美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域               | 平成19年7月14日から同年8月19日まで |
| 安木浜海水浴場                  | 美方郡香美町香住区安木          | 美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域               | 平成19年7月14日から同年8月19日まで |

|           |                  |                                                             |                               |
|-----------|------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 佐津海水浴場    | 美方郡香美町香住区訓谷      | 美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域        | 平成19年7月<br>15日から同年<br>8月20日まで |
| 諸寄・塩谷海水浴場 | 美方郡新温泉町諸寄        | 美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域       | 平成19年7月<br>2日から同年<br>8月25日まで  |
| 大浜海水浴場    | 洲本市海岸通1丁目        | 洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域          | 平成19年7月<br>1日から同年<br>8月31日まで  |
| 五色浜海水浴場   | 洲本市五色町鳥飼浦        | 洲本市五色町鳥飼浦地先の海域で、五色浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域         | 平成19年7月<br>21日から同年<br>8月19日まで |
| 多賀の浜海水浴場  | 淡路市郡家            | 淡路市郡家地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域            | 平成19年7月<br>7日から同年<br>8月26日まで  |
| 岩屋海水浴場    | 淡路市岩屋            | 淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域              | 平成19年7月<br>7日から同年<br>8月26日まで  |
| 北淡室津ビーチ   | 淡路市室津            | 淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域             | 平成19年7月<br>7日から同年<br>8月26日まで  |
| 浦県民サンビーチ  | 淡路市浦             | 淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域             | 平成19年7月<br>7日から同年<br>8月26日まで  |
| 北淡県民サンビーチ | 淡路市野島薹浦          | 淡路市野島薹浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域         | 平成19年7月<br>7日から同年<br>8月26日まで  |
| 慶野松原海水浴場  | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野 | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成19年7月<br>14日から同年<br>8月19日まで |

## 警 察 本 部 公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者について、次のとおり公示する。

平成19年6月26日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠 史

1 落札者等の公示

- (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
警察用航空機「フェニックス」(JA6765) シコルスキー式S-76B型ヘリコプター耐空検査受整備
- (2) 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地  
兵庫県警察本部総務部装備課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- (3) 落札者を決定した日  
平成19年5月28日
- (4) 落札者の名称及び住所  
朝日航洋株式会社 東京都豊島区南池袋2丁目49番4号
- (5) 落札金額（消費税額は除く）  
107,000,000円
- (6) 契約の相手方を決定した手続  
一般
- (7) 入札公告をした日  
平成19年4月13日

#### 市町村職員退職手当組合規則

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月26日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萨 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組合規則第13号

## 兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員の退職手当の調整額等に関する規則（平成18年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

## (高齢者部分休業月の算出)

第1条の2 条例第8条の4第1項に規定する規則で算出する高齢者部分休業月は、同項に規定する時間の合計を、8時間をもって1日と、30日をもつて1月として算出した月（1月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた月）とする。

第2条の見出し及び同条本文中「休職月等」の次に「又は高齢者部分休業月」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 高齢者部分休業月 退職した者が属していた職員の区分が同一である高齢者部分休業月がある高齢者部分休業月にあっては職員の区分が同一である高齢者部分休業月ごとにそれぞれの最初の高齢者部分休業月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある高齢者部分休業月、退職した者が属していた職員の区分が同一である高齢者部分休業月がない高齢者部分休業月にあっては当該高齢者部分休業月

第3条中「若しくはカ」の次に「又はキ若しくはク」を加える。

別表第1ウの表中

| 淡路広域消防事務組合 | 行政職 |  |  |  | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級・1級 |
|------------|-----|--|--|--|----|----|----|----|----|-------|
|------------|-----|--|--|--|----|----|----|----|----|-------|

を

|            |       |  |  |    |    |    |    |          |          |
|------------|-------|--|--|----|----|----|----|----------|----------|
| 淡路広域消防事務組合 | 行政職   |  |  | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級       | 2級・1級    |
|            | 行政職   |  |  | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級・4級    | 3級・2級・1級 |
| 北但行政事務組合   | 技能労務職 |  |  |    |    |    |    | 2級16号給以上 | 2級15号給以下 |
|            |       |  |  |    |    |    |    | 1級19号給以上 | 1級18号給以下 |

に改め、別表第1エ

の表中

|            |     |  |  |    |    |    |    |    |       |
|------------|-----|--|--|----|----|----|----|----|-------|
| 淡路広域消防事務組合 | 行政職 |  |  | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級・1級 |
|------------|-----|--|--|----|----|----|----|----|-------|

を

|            |       |  |  |    |    |    |    |           |           |
|------------|-------|--|--|----|----|----|----|-----------|-----------|
| 淡路広域消防事務組合 | 行政職   |  |  | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級        | 2級・1級     |
|            | 行政職   |  |  | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級        | 2級・1級     |
| 北但行政事務組合   | 技能労務職 |  |  |    |    |    |    | 技能職77号給以上 | 技能職76号給以下 |
|            |       |  |  |    |    |    |    | 労務職73号給以上 | 労務職72号給以下 |

に改め、別表第1に次

の2表を加える。

キ 平成8年4月1日から平成19年3月31までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

| 団体名 | 給料表の種類 | 職 員 の 区 分              |                   |                   |                   |          |                  |             |                |          |
|-----|--------|------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------|------------------|-------------|----------------|----------|
|     |        | 第1号区分                  | 第2号区分             | 第3号区分             | 第4号区分             | 第5号区分    | 第6号区分            | 第7号区分       | 第8号区分          | 第9号区分    |
| 川西市 | 行政職    |                        | 8級                | 7級                | 6級                | 5級       | 4級23号給以上         | 4級22号給以下    | 3級             | 2級・1級    |
|     | 消防職    |                        | 8級                | 7級                | 6級                | 5級       | 4級22号給以上         | 4級21号給以下    | 3級             | 2級・1級    |
|     | 医療職(1) | 4級・3級<br>(管理職手当2・3種の者) | 3級<br>(管理職手当4種の者) | 2級<br>(管理職手当5種の者) | 2級<br>(管理職手当6種の者) |          |                  |             |                | 1級       |
|     | 医療職(2) | 6級<br>(管理職手当3種の者)      | 6級<br>(管理職手当4種の者) | 5級<br>(管理職手当5種の者) | 5級<br>(管理職手当6種の者) | 4級19号給以上 | 4級18号給以下         | 3級          | 2級・1級          |          |
|     | 教育職    |                        |                   |                   | 4級                | 3級19号給以上 | 3級18号給以下         | 2級13号給以上    | 2級12号給以下・1級    |          |
| 三田市 | 行政職    |                        |                   |                   | 7級                | 6級       | 5級               | 4級          | 3級             | 2級・1級    |
|     | 医療職(1) |                        |                   |                   | 3級                | 2級       |                  |             | 1級             |          |
|     | 医療職(2) |                        |                   |                   | 5級                | 4級       |                  | 3級・2級21号給以上 | 2級8号給以上20号給以下  | 2級7号給以下  |
|     | 共通     |                        |                   |                   |                   |          | 50歳以上で、かつ勤続25年以上 | 1級25号給以上    | 1級12号給以上24号給以下 | 1級11号給以下 |

|                           | 行政職    |  |  | 9級・8級 | 7級 | 6級       | 5級・4級          | 3級             | 2級・1級    |
|---------------------------|--------|--|--|-------|----|----------|----------------|----------------|----------|
| 加東市                       | 技能労務職  |  |  |       |    | 2級29号給以上 | 2級19号給以上28号給以下 | 2級17号給・18号給    | 2級16号給以下 |
|                           |        |  |  |       |    | 1級31号給以上 | 1級22号給以上30号給以下 | 1級19号給以上21号給以下 | 1級18号給以下 |
|                           |        |  |  | 4級    | 3級 | 2級       | 1級             |                |          |
| 加東郡社町                     | 技能労務職  |  |  |       |    | 2級29号給以上 | 2級19号給以上28号給以下 | 2級17号給・18号給    | 2級16号給以下 |
|                           |        |  |  |       |    | 1級31号給以上 | 1級22号給以上30号給以下 | 1級19号給以上21号給以下 | 1級18号給以下 |
|                           |        |  |  | 4級    | 3級 | 2級       | 1級             |                |          |
| 加東郡高野町                    | 技能労務職  |  |  |       |    | 2級29号給以上 | 2級19号給以上28号給以下 | 2級17号給・18号給    | 2級16号給以下 |
|                           |        |  |  |       |    | 1級31号給以上 | 1級22号給以上30号給以下 | 1級19号給以上21号給以下 | 1級18号給以下 |
|                           |        |  |  | 4級    | 3級 | 2級       | 1級             |                |          |
| 加東郡東条町                    | 技能労務職  |  |  |       |    | 2級29号給以上 | 2級19号給以上28号給以下 | 2級17号給・18号給    | 2級16号給以下 |
|                           |        |  |  |       |    | 1級31号給以上 | 1級22号給以上30号給以下 | 1級19号給以上21号給以下 | 1級18号給以下 |
|                           |        |  |  | 4級    | 3級 | 2級       | 1級             |                |          |
| 医療職(1)                    | 医療職(1) |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 6級    | 5級 | 4級       | 3級             | 2級             | 1級       |
| 医療職(2)                    | 医療職(2) |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 6級    | 5級 | 4級       | 3級             | 2級             | 1級       |
| 医療職(3)                    | 医療職(3) |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 6級    | 5級 | 4級       | 3級             | 2級             | 1級       |
| 加東行政事務組合                  | 行政職    |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 8級    | 7級 | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
| 北播磨体不自由児機能回復訓練施設事業組合わかあゆ園 | 行政職    |  |  |       |    | 2級29号給以上 | 2級19号給以上28号給以下 | 2級17号給・18号給    | 2級16号給以下 |
|                           |        |  |  |       |    | 1級31号給以上 | 1級22号給以上30号給以下 | 1級19号給以上21号給以下 | 1級18号給以下 |
|                           |        |  |  | 4級    | 3級 | 2級       | 1級             |                |          |
| 医療職(1)                    | 医療職(1) |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 6級    | 5級 | 4級       | 3級             | 2級             | 1級       |
| 医療職(2)                    | 医療職(2) |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 6級    | 5級 | 4級       | 3級             | 2級             | 1級       |
| 医療職(3)                    | 医療職(3) |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 6級    | 5級 | 4級       | 3級             | 2級             | 1級       |
| 播磨内陸医療事業組合                | 行政職    |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 9級・8級 | 7級 | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
| 医療職(1)                    | 医療職(1) |  |  |       |    | 2級29号給以上 | 2級19号給以上28号給以下 | 2級17号給・18号給    | 2級16号給以下 |
|                           |        |  |  |       |    | 1級31号給以上 | 1級22号給以上30号給以下 | 1級19号給以上21号給以下 | 1級18号給以下 |
|                           |        |  |  | 4級    | 3級 | 2級       | 1級             |                |          |
| 医療職(2)                    | 医療職(2) |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 6級    | 5級 | 4級       | 3級             | 2級             | 1級       |
| 医療職(3)                    | 医療職(3) |  |  |       |    | 6級       | 5級             | 4級             | 3級       |
|                           |        |  |  |       |    | 5級       | 4級             | 3級             | 2級       |
|                           |        |  |  | 6級    | 5級 | 4級       | 3級             | 2級             | 1級       |

ク 平成19年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

| 団体名                   | 給料表の種類 | 職員の区分                          |                               |                   |                   |                          |                          |                     |             |       |
|-----------------------|--------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|-------------|-------|
|                       |        | 第1号区分                          | 第2号区分                         | 第3号区分             | 第4号区分             | 第5号区分                    | 第6号区分                    | 第7号区分               | 第8号区分       | 第9号区分 |
| 川西市                   | 行政職    |                                | 8級                            | 7級                | 6級                | 5級                       | 4級81号給以上                 | 4級80号給以下            | 3級          | 2級・1級 |
|                       | 消防職    |                                | 8級                            | 7級                | 6級                | 5級                       | 4級77号給以上                 | 4級76号給以下            | 3級          | 2級・1級 |
|                       | 医療職(1) | 4級・3級<br>(管理職手当<br>2・3種の<br>者) | 3級<br>(管理職手当<br>4種の<br>者)     | 2級(管理職手<br>当5種の者) | 2級(管理職手<br>当6種の者) |                          |                          |                     | 1級          |       |
|                       | 医療職(2) | 6級<br>(管理<br>職手当<br>3種の<br>者)  | 6級<br>(管理<br>職手当<br>4種の<br>者) | 5級(管理職手<br>当5種の者) | 5級(管理職手<br>当6種の者) | 4級61号給以上                 | 4級60号給以下                 | 3級                  | 2級・1級       |       |
|                       | 教育職    |                                |                               |                   | 4級                | 3級61号給以<br>上             | 3級60号給以<br>下             | 2級49号給以上            | 2級48号給以下・1級 |       |
| 三田市                   | 行政職    |                                |                               | 7級                | 6級                | 5級                       | 4級                       | 3級                  | 2級・1級       |       |
|                       | 医療職(1) |                                |                               | 3級                | 2級                |                          |                          | 1級                  |             |       |
|                       | 医療職(2) |                                |                               | 5級                | 4級                |                          | 3級・2級81号<br>給以上          | 2級33号給以上80号<br>給以下  | 2級32号給以下    |       |
|                       | 共通     |                                |                               |                   |                   | 50歳以上で、<br>かつ勤続25年<br>以上 | 1級97号給以<br>上             | 1級49号給以上96号<br>給以下  | 1級48号給以下    |       |
| 加東市                   | 行政職    |                                |                               | 7級・6級             | 5級                | 4級                       | 3級                       | 2級                  | 1級          |       |
|                       | 技能労務職  |                                |                               |                   |                   |                          | 2級117号給<br>以上148号給<br>以下 | 2級49号給以上116<br>号給以下 | 2級48号給以下    |       |
|                       | 医療職(1) |                                |                               | 4級                | 3級                | 2級                       | 1級                       |                     |             |       |
|                       | 医療職(2) |                                |                               |                   | 6級                | 5級                       | 4級                       | 3級・2級               | 1級          |       |
|                       | 医療職(3) |                                |                               | 6級                | 5級                | 4級                       | 3級                       | 2級                  | 1級          |       |
| 北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事業組合 | 行政職    |                                |                               | 6級                | 5級                | 4級                       | 3級                       | 2級                  | 1級          |       |
| 播磨内陸医療事業組合            | 行政職    |                                |                               | 7級・6級             | 5級                | 4級                       | 3級                       | 2級                  | 1級          |       |
|                       | 技能労務職  |                                |                               |                   |                   |                          | 2級149号給<br>以上            | 2級49号給以上116<br>号給以下 | 2級48号給以下    |       |
|                       | 医療職(1) |                                |                               | 4級                | 3級                | 2級                       | 1級                       |                     |             |       |
|                       | 医療職(2) |                                |                               |                   | 6級                | 5級                       | 4級                       | 3級・2級               | 1級          |       |
|                       | 医療職(3) |                                |                               | 6級                | 5級                | 4級                       | 3級                       | 2級                  | 1級          |       |

別表第2を次のように改める。

別表第2

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 豊岡市、西脇市、宝冢市、三木市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、川辺郡猪名川町、加古郡稻美町、加古郡播磨町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町、美方郡新温泉町、兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、宍粟環境事務組合、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合、南但老人ホーム一部事務組合、氷上多可衛生事務組合、淡路市・洲本市広域事務組合、加古郡衛生事務組合、南但広域行政事務組合、南あわじ市・洲本市小中学校組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、美方広域消防事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東環境施設事務組合、小野加東広域事務組合、播磨高原広域事務組合 | 平成18年4月1日  |
| 洲本市、多可郡多可町、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、淡路広域行政事務組合、淡路広域消防事務組合、北但行政事務組合、淡路広域水道企業団                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 平成18年10月1日 |
| 神崎郡市川町、神崎郡福崎町、神崎郡神河町、加古川市、高砂市宝殿中学校組合、中播衛生施設事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、中播農業共済事務組合、くれさか環境事務組合、中播北部行政事務組合                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成19年1月1日  |
| 川西市、三田市、加東市、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園、播磨内陸医療事業組合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 平成19年4月1日  |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○平成19年3月30日付け（兵庫県公報第7号外）

兵庫県立但馬文教府の管理に関する規則の一部を改正する規則（平成19年兵庫県教育委員会規則第12号）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                          | (正)                                                           |
|-------|-------|------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 16    | 下から16 | (注) ※印の欄は、利用者において記入しないでください。 | (注) ※印の欄は、利用者において記入しないでください。<br>附 則<br>この規則は、平成19年4月1日から施行する。 |